熊 本 県　日田バス株式会社、南国交通株式会社及びいわさきバスネットワーク株式会社
大 分 県　日田バス株式会社及び亀の井バス株式会社
宮 崎 県　大隅交通ネットワーク株式会社及び南国交通株式会社
鹿児島県　鹿児島交通株式会社、大隅交通ネットワーク株式会社、種子島・屋久島交通株式会社、南国交通株式会社及びいわさきバスネットワーク株式会社

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

中央最低賃金審議会の労働者を代表する委員北田彩及び團野久茂から辞意の表明があったため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第１項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第３条第１項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係労働組合は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者を推薦されたい。

平成23年11月25日

厚生労働大臣　小宮山洋子

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1　推薦資格　労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第２条に規定する労働組合であること。

2　候補者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦資格を有する労働組合は別紙による推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。

①　候補者の履歴書　２部

②　中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書　１部

4　推薦締切日　平成23年12月16日

5　推薦書及び添付書類の提出場所　厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室（東京都千代田区霞が関１丁目２番２号）

別紙

平成　　年　　月　　日

住　　所（主たる事務所の所在地）

労働組合名（代　表　者　氏　名）　印

厚生労働大臣　小宮山洋子　殿

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者として次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属労働組合及び地位	所属職場及び地位	略歴	備考

（記入上の注意）　所属労働組合及び地位欄には、候補者の所属労働組合が多数ある場合には、その労働組合名及び地位を全部列挙して記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間736円」を「１時間739円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間723円」を「１時間726円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間738円」を「１時間741円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車整備業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

山形労働局長　角元　利彦

第４号中「１時間740円」を「１時間743円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

奈良労働局長　小松　克行

第４号中「１時間791円」を「１時間797円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

奈良労働局長　小松　克行

第４号中「１時間792円」を「１時間797円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県自動車小売業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

奈良労働局長　小松　克行

第４号中「１時間792円」を「１時間797円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

佐賀労働局長　西村　公子

第４号中「１時間713円」を「１時間719円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間768円」を「１時間774円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間775円」を「１時間780円」に改める。